

在職中は年金が支給停止されることがあります

老齢・退職給付の年金受給者のうち、以下のアからウまでのいずれかに該当する方は、在職中、年金の全部または一部が支給停止されることがあります（以下「在職停止」といいます。）。

- ア 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方
または70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- イ 国会議員・地方議会議員の方
- ウ 常勤の公務員の方（障害給付の年金受給者も対象です。）



年金の支給停止額の計算方法

賃金の月額(📖)と年金の月額(📖)の合計額が基準額(📖)を超えた場合、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止額の計算方法は、次のとおりです。

65歳未満の方

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額(28万円)}\} \times 1/2$$

⚠️ 65歳未満の方のうち、賃金の月額が46万円を超える方、または年金の月額が28万円を超える方は、計算方法が異なります。

65歳以上の方

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額(46万円)}\} \times 1/2$$



用語
解説

- **賃金の月額**：「勤務先で決定される標準報酬月額＋（直近1年間の標準賞与額×1/12）」の額
- **年金の月額**：支給停止額の計算の対象になる年金は、「（退職共済年金＋老齢厚生年金）×1/12」の額。このうち、職域加算額、加給年金額および経過加算額は計算の対象外です。
- **基準額**：年齢により異なり、65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額46万円です。この額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。

- ⚠️ 複数の実施機関^{※1}から年金の支給を受けている方が在職中の場合、当共済組合が支給する年金だけでなく全ての年金額を合算した金額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が支給停止されます。
- ⚠️ 加給年金額が決定されている方^{※2}については、支給停止額の計算の結果、年金の月額が全額停止となる場合には、加給年金額も全額支給停止されます。
- ⚠️ 上記ウに該当する方は、職域加算額も支給停止されます。
- ⚠️ 障害給付は職域加算額のみ停止されます。

※1 厚生年金の決定等を行う機関（当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等）のことです。

※2 65歳未満で障害者特例または長期加入の特例該当の方については、在職中は定額部分の額および加給年金額が全額支給停止されます。

届出と在職停止の手続きに係る留意事項

再就職に係る届出の要否は、「年金Q&A」（5ページ **Q1**）でご説明したとおりです。上記アに該当する方は、届出を要さず、各実施機関と情報交換を行うことにより在職停止の手続きを行います。そのため、在職停止後の支給額をお知らせするまでに、時間を要することがあります。その際、過去にさかのぼって精算が発生することがあります。

● ● 被用者年金制度の一元化による在職中の配慮措置の終了時期 ● ●

平成27年10月より前から引き続き在職中かつ年金受給者である方は、被用者年金制度の一元化に伴う年金の支給停止計算方法の変更により、支給停止額が大幅に増加することがあるため、配慮措置が適用されている場合があります（退職共済年金の受給者で、平成27年10月より前から引き続き厚生年金保険の被保険者である方）。この配慮措置の終了時期は以下のとおりです。



1 厚生年金の被保険者資格を喪失したとき

⚠ 人事異動、勤務形態の変更、事業主の変更や給与支払者の変更等の事由により、勤務先が被保険者資格の喪失手続きを行う場合があります。**資格喪失日と同日に資格取得があり、厚生年金被保険者期間が引き続いて、被保険者資格の喪失手続きが取られると配慮措置は終了します。**人事異動等による資格喪失届の取り扱いについては、勤務先にお問い合わせください。

2 65歳に達したとき

在職中の年金の支給停止に係る詳細は、当共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/>)をご覧ください。

マイナンバー(個人番号)を利用した 情報連携が行われる予定です

マイナンバー制度の創設により、国民の利便性の向上や行政事務の効率化などを目的として、社会保障、税、災害対策の分野で、法令に定められた事務に限り、個人番号を利用した情報連携（以下「情報連携」といいます。）の実施が予定されています。

共済組合の年金関係では、情報連携に関する以下の事務が行われる予定です。
実施時期が確定しましたら、改めて本誌でお知らせします。

1 地方自治体等への年金情報の提供【実施時期未定】

情報連携による地方自治体等からの照会に応じて、個人番号に対応する年金情報を共済組合から提供します。これにより、地方自治体等の各種手続きで必要な添付書類（年金決定通知書等）を省略することが可能となります。



※共済組合にて個人番号を収録済みの方に限り、情報連携により年金情報を提供します（個人番号の収録については、本誌第78号（平成28年12月発行）をご覧ください。）。

※添付書類（年金決定通知書等）を省略することができる手続きについては、お住まいの地方自治体等にお問い合わせください。

※情報連携では、個人番号を用いた相手先の機関との直接のやりとりは行わず、それぞれの機関に割り振られる符号（個人番号から生成されるもの）を用いて、情報提供ネットワークシステム（国のシステム）の仲介により情報の照会・提供が行われます。

2 地方自治体等への照会【実施時期未定】

情報連携による地方自治体等への照会により、共済組合の年金関係手続きに必要な添付書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略することが可能となります。

個人番号を利用した情報連携については、内閣府ホームページをご覧ください。
(<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>)